

現場代理人兼務例（令和7年4月1日以降に契約する工事から）

【表の見方】

- ・下表に記載のある工事は、以下のいずれも満たすものとします。
 - (1) 神戸市工事は神戸市発注工事（水道局・交通局発注工事を含む）であること
 - (2) 工事の請負金額が、4,500万円（建築一式の場合は9,000万円）未満であること
- ・「(兼務可)」とは、特記仕様書等において現場代理人の兼務が認められない旨の記載がない場合です。
- ・「(兼務不可)」とは、特記仕様書等において現場代理人の兼務が認められない旨の記載がある場合です。

1. 主な兼務ができる事例

例1

	神戸市工事① (兼務可)	神戸市工事② (兼務可)	神戸市工事③ (兼務可)
現場代理人	A	A	A
技術者	A	A	A

3件まで兼務可

3件まで兼務が可能です。

例2

	神戸市工事① (兼務可)	神戸市工事② (兼務可)	神戸市工事③ (兼務不可)
現場代理人	A	A	B
技術者	A	A	A

現場代理人兼務不可の工事③にも、技術者としては兼務可(※1)

現場代理人の兼務が認められない工事③にも、技術者としてであれば設置可能です。

(※1ただし、既に現場代理人として設置している工事①及び②が、現場代理人の兼務が認められている工事である場合に限り)

例3

	神戸市工事① (兼務可)	神戸市工事② (兼務可)	神戸市工事③ (兼務可)	神戸市工事④ (兼務可)
現場代理人	B	C	D	E
技術者	A	A	A	A

どの工事の現場代理人でもなければ、技術者として3件超の兼務可(現行どおり)(※2)

現場代理人として設置されていなければ、3件を超えて技術者として設置することは可能です。(※2ただし、全ての工事の請負金額が、4,500万円（建築一式の場合は9,000万円）未満である場合)

例 4 (令和 7 年度試行実施)

	神戸市工事① (兼務可)	神戸市工事② (兼務可)	住環境整備公社(※3)工事③ (神戸市委託) (兼務可)
現場代理人	A	A	A
技術者	A	A	A

※ 3 住環境整備公社とは「一般財団法人神戸住環境整備公社」です。

(兼務できるのは住環境整備公社の設計書において、神戸市から住環境整備公社に委託されている工事である旨の記載がある工事。ただし、令和 7 年 3 月 31 日以前に住環境整備公社と契約した工事と兼務する場合は、神戸市から住環境整備公社に委託されている工事であることを、兼務しようとする工事の落札決定前に住環境整備公社と工事打合せ簿により確認されていること。)

2. 主な兼務が認められない事例

例 1

	神戸市工事① (兼務可)	神戸市工事② (兼務可)	神戸市工事③ (兼務不可)
現場代理人	A	A	A
技術者	A	A	A

現場代理人兼務不可の工事③のため、現場代理人の兼務設置は不可

工事③は特記仕様書等に現場代理人兼務不可の記載があるため、工事③に A を現場代理人として設置することはできません (A を工事③の技術者として設置することは可能)。

工事①が現場代理人兼務不可のため、工事①への常駐が必要

例 2

	神戸市工事① (兼務不可)	神戸市工事② (兼務不可)	神戸市工事③ (兼務可)
現場代理人	A	B	C
技術者	A	A	A

工事①で兼務不可の記載があるため、A は工事①に常駐する必要があります。

したがって、工事②・工事③に現場代理人・技術者として A を設置することはできません。

例 3

	神戸市工事① (兼務可)	神戸市工事② (兼務可)	神戸市工事③ (兼務可)	神戸市工事④ (兼務可)
現場代理人	A	B	C	D
技術者	A	A	A	A

現場代理人が兼務できるのは 3 件までのため、4 件目の工事④の兼務は不可

工事①で A が現場代理人として設置しているため、3 件超の工事④に技術者としても設置することはできません。

例 4

	神戸市工事① (兼務可)	神戸市工事② (兼務可)	道路公社工事③ (神戸市委託) (兼務可)
現場代理人	A	A	A
技術者	A	A	A

一般財団法人神戸住環境整備公社発注工事でのみ兼務の試行実施をしているため、神戸市委託工事であっても他の団体との兼務はできません。

神戸市からの委託工事ではないため、兼務はできません。

例 5

	神戸市工事① (兼務可)	神戸市工事② (兼務可)	住環境整備公社(※3)工事③ (神戸市委託外) (兼務可)
現場代理人	A	A	A
技術者	A	A	A

※3 住環境整備公社とは「一般財団法人神戸住環境整備公社」です。

神戸市から委託されていない工事（住環境整備公社の設計書において、神戸市から住環境整備公社に委託されている工事である旨の記載がない工事等）とは兼務できません。